

私たちこんな活動しています!

国際委員会

国際委員会委員長 金塚 彩乃 (57期) ●Ayano Kanazuka

1 国際委員会の紹介

国際委員会は、弁護士の国際的な活動に係る様々な業務を行っています。

委員会が取り組む分野はとても広く、専門の5つの部会とプロジェクトチームに分かれて活動しています。①欧米の弁護士会との交流を中心に行う第1部会、②ソウル地方弁護士会・台北律師公會との交流をメインに、その他アジアの弁護士会との交流を行う第2部会、③東京三会の共催で行う国際セミナーやパーティ、外国法事務弁護士の資格審査への協力、国際人権規約等の研究、留学を扱う第3部会、④国際商取引、国際家事・相続、外国人の入国・在留手続、外国人の人権問題、その他涉外法律関係及び外国人の法的諸問題に関する調査、研究等を行う第4部会、⑤国際委員会としての会内外への情報発信・広報等を担当する第5部会、⑥国際仲裁に関する調査研究を行うプロジェクトチームとなっています。全体会も各部会も、ベテランから若手の先生、法律事務所勤務の先生やインハウスロイヤーの先生方といった幅広い層の弁護士たちが、和気あいあいとした雰囲気の中で、活発にディスカッションをしています。その中で、これまでの国際的な業務や活動に関する経験を共有するとともに、斬新な、そして時としては実現が難しいと思われるような新しいアイデアを自由に出し合い、形にしています。

2 国際委員会の活動

国際委員会の特徴は、これまで築いてきた国際交流の蓄積を大事にするとともに、常に

新しい取り組みを行っているところにあります。それは、ビジネス法務の国際化だけでなく、人権問題や紛争処理の場面においても国際化がますます進んでおり、あらゆる分野における国際化の対応のためには、弁護士自身のスキルアップと、弁護士会自体の国際化が重要であると考えられるからです。

弁護士自身のスキルアップについては、これまでも、去年は日韓ビジネスセミナーや、外国人の税務や労働に関するインバウンド実務入門、三会国際セミナーを開催しました。国際会議への若手参加支援や、中国人民大学法学院及びUC Hastings College of the Lawとの留学制度、台北律師公會やシンガポール弁護士会との弁護士の相互紹介制度を立ち上げました。また、企業や個人のためのセミナーを行い、JETROと共催で海外への進出の際の法務に関するセミナーを開催し、東京出入国在留管理局では、外国人向け無料法律相談会を定期的に開催し、法律を必要とする方々のためのサポートも行っています（後述「第4部会の若手幹事からひとこと」もご参照ください!）。

国際交流も国際化のための委員会の大きな活動の柱です。去年は、LAWASIAやIBAの年次大会、パリ弁護士会年次大会に副会長が出席される際に、国際委員会からアテンド及び通訳をしました。昨年ソウル地方弁護士会が来日し、両国の法曹養成制度について意見交換をしました。台北律師公會との交流においては、当会から訪問をし、成年後見制度についての情報交換を行いました。更に、ヨーロッパ系の弁護士会としては、史上初、パリ弁護士会と2日間にわたる国際セミナーを

行い、刑事司法や国際仲裁、秘匿特権やワインに関する法規制などの様々なテーマを扱いました。また、現在、第二東京弁護士会は、ソウル、台北、シンガポール等のアジアの弁護士会やパリ弁護士会等、海外の11の弁護士会等と友好協定等を締結し、情報交換や交流を行っています。今後も更に海外のネットワークを拡大していきたいと考えています。このような活動を通じて、海外の最先端の情報を得るとともに、日本の法曹や法律についても情報を海外に発信し、相互の理解を深め、海外の弁護士との人的交流も強めています。今年は新型コロナウイルスの問題から、直接的な交流が難しくなりましたが、ウェビナー（オンラインセミナー）などの方法を使って、新しい国際交流の形も探っていきます。

3 国際委員会の魅力

国際委員会の魅力は、このように非常に多くの角度から弁護士の国際化に取り組んでいけることです。弁護士の業務や交流の国際化の波の中で、活動領域はますます拡大していきます。そのために何よりも新しいアイデアを大事にしています。「弁護士として国際的



パリ弁護士会との日仏国際セミナー(2019年9月)

な業務をやってみたい」、「もっと専門を深めたい」、「この国について興味がある」という方は、是非国際委員会にご参加ください! 聞

第4部会の若手幹事からひとこと

中丸 勘太郎(新63期)

当委員会は東京出入国在留管理局で外国人向け無料法律相談会を定期的で開催しています。フロアの一角に相談ブースを設け、弁護士2人1組で予約・飛び込みの相談者に法律相談(通訳付)を行う活動です。

私は昨年度の相談会に初参加しました。入管業務の経験はなく、主に同席した弁護士の助言に耳を傾けるだけでしたが、外国人に関する法律問題の重大さを垣間見ました。それ以降、第4部会で随時行われる入管法勉強会にも積極的に参加しています。

私は企業内弁護士ですが(なお、相談会の日は有給休暇を取りました)、企業外でも社会に貢献したいと思い入会しました。委員会活動のおかげで、所属企業・業界にとらわれず、より広い社会と接することができます。

今後、外国人の増加が見込まれる中、当委員会の活動の重要性はこれまで以上に増してくるものと思われれます。学ぶ機会も活躍する機会も十分にある委員会ですので、ご興味のある方は是非ご入会ください。

当委員会の活動に興味のある方は、
司法調査課(03-3581-2259)までご連絡ください。



台北律師公會との交流会(2019年11月)